

今後の取組

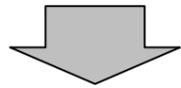
平成 28 年度にまちづくり推進地区の指定, まちづくり協議会の設置を行います。
平成 29 年度から, 推進地区まちづくり協議会において, 推進地区まちづくり計画の検討を行います。

まちづくり推進地区の指定
(平成 28 年 12 月予定)

推進地区まちづくり協議会の
市民公募委員の募集
(平成 29 年 1 月予定)

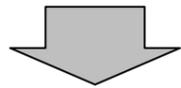
※募集は, ニュースやホームページ,
市報等でお知らせします。

推進地区まちづくり協議会の設置
(平成 29 年 3 月予定)



推進地区まちづくり協議会による推進
地区まちづくり計画の検討
(平成 29~30 年度予定)

※検討状況は, ニュースや懇談会等で,
推進地区の皆さんへご報告します。



推進地区まちづくり計画の決定
(平成 31 年度予定)

※計画決定後は, 都市計画などのまちづくりの手法を活用しながら, 住みやすい
住環境の形成など, 計画の実現に向けて取り組みます。

◎国 3・4・11 号線周辺まちづくりに関する検討状況は, もとまち公民館, 本町・南町地域センター,
オープナー(市役所附属棟)に資料の配架やホームページに掲載します。
<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/koutsuu/douro/1002281.html>

まちづくり推進地区とは

Q: 推進地区とは何か?

A: まちづくり条例第 20 条に基づき指定する, 市街地整備及び都市環境の改善を目的としたまちづくりを重点的に推進する必要がある地区です。

Q: 推進地区まちづくり協議会の構成は?

A: まちづくり条例第 21 条に基づき市民公募委員, 自治会・町内会・商店会の推薦者, 学識経験者, 市職員を予定しています。

Q: まちづくり推進地区に指定されるとどうなるのか?

A: 推進地区まちづくり協議会を設置し, まちの将来像や, まちづくりの方針, 土地利用のルールなどを定めるまちづくり計画を検討します。



国3・4・11号線周辺まちづくり

第1号

まちづくりニュース

■発行日: 平成 28 年 11 月
■発行: 国分寺市都市建設部まちづくり推進課
〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1第2庁舎2階
電話: 042-325-0111 (内 456)
FAX: 042-324-0160
E-mail: machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

トピックス

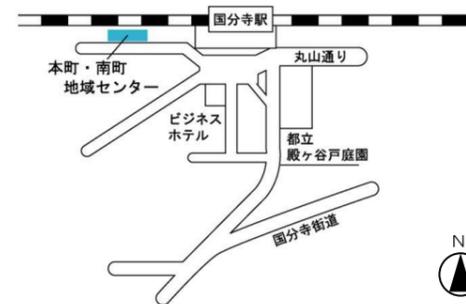
- まちづくり推進地区の説明会の開催
- まちづくり推進地区(案) など

まちづくり推進地区の指定に関する説明会を開催します。

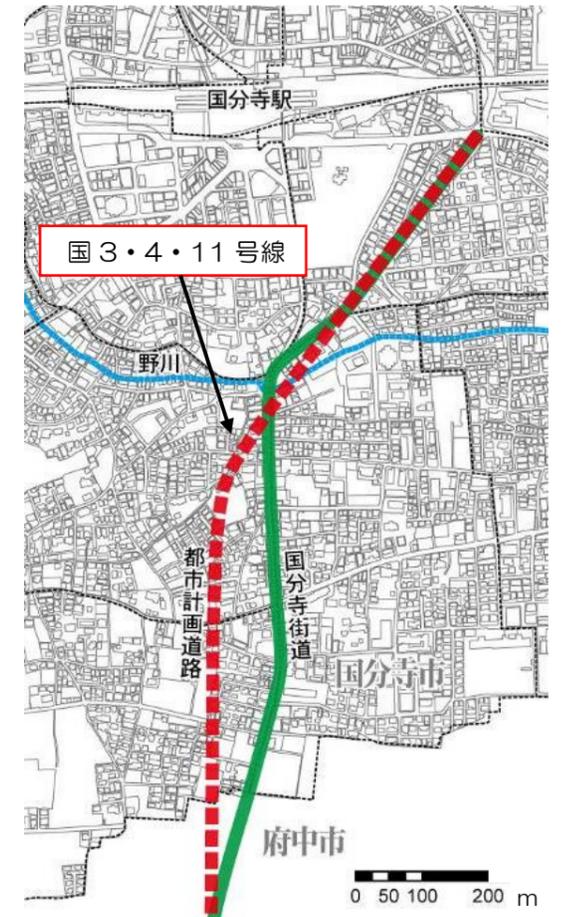
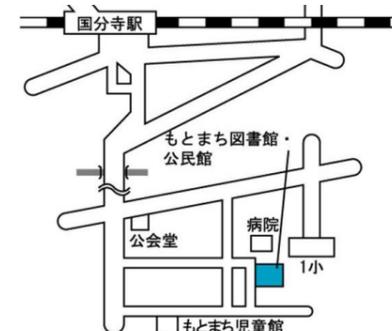
市では, 都市計画道路国 3・4・11 号線周辺のまちづくりを進めるため, 平成 26 年度に「国 3・4・11 号線周辺まちづくりの方向性」を決定しました。東京都による国 3・4・11 号線の事業化(国分寺街道の交差点から南側の区間)に向けた取組が進められていることを踏まえ, この方向性に示すまちの将来像の実現に向けたまちづくり計画を策定し, まちづくりを進めていきます。このため, 本地区を重点的にまちづくりを進める「まちづくり推進地区」に指定します。つきましては, 本指定に関してご意見を聴くため, 説明会を開催しますので, ご参加ください。

※①, ②ともに同じ内容で開催します。

① 開催日時: 平成 28 年 11 月 25 日(金)
午後 7 時~8 時 30 分
会場: 本町・南町地域センター



② 開催日時: 平成 28 年 11 月 26 日(土)
午前 10 時~11 時 30 分
会場: もとまち公民館



(まちづくり推進地区(案)などの内容は,
中面をご覧ください)

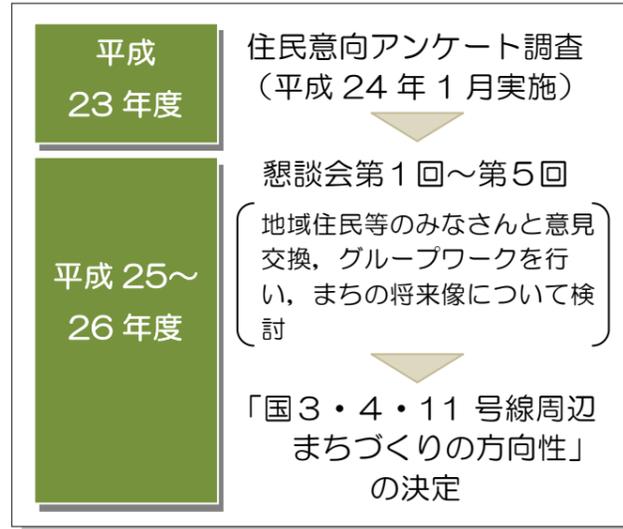
まちづくりの取組（経過）

国 3・4・11 号線の整備に伴い、沿道及び周辺の住環境や商業環境に大きな変化が予想されることから、平成 23 年度から住民意向調査など、まちづくりの検討を進めてきました。

アンケート調査と懇談会の開催

市では、平成 23 年度に国 3・4・11 号線の整備に伴う周辺のまちづくりのあり方を検討するため、沿道の状況や住民意向などの基礎調査を実施しました。

これらの結果を踏まえ、地域での懇談会を重ね、まちの将来像をエリアごとにまとめ、「国 3・4・11 号線周辺まちづくりの方向性（平成 26 年 12 月）」を定めました。



まちづくりの方向性

沿線地域を、①「国分寺街道・国 3・4・11 号線 重複区間エリア」、②「国分寺街道区間エリア」、③「国 3・4・11 号線 新設区間エリア」の 3 つに区分し、それぞれの地域特性にあった方向性を決めました。

（概要）

① 国分寺街道・国 3・4・11 号線 重複区間エリア

■ 駅近であるメリットを活かした住商両立のまちづくり

- ・国分寺駅に最も近いエリアである優位性を活かし、多くの人々が行き交うまちを目指します。

② 国分寺街道区間エリア

■ 歩いて身近なショッピングとにぎわいが楽しめるまちづくり

- ・国分寺街道が担っている幹線道路の機能を都市計画道路が担うため、歩行者が、安心して歩くことができ、ショッピングが楽しめるまちを目指します。

③ 国 3・4・11 号線新設区間エリア

■ 史跡と調和し、緑のある、安全・安心で住みやすい住宅環境のまちづくり

- ・災害に強い中層住宅を誘導し、安全・安心のまちを目指します。



まちづくり推進地区（案）

国 3・4・11 号線の計画線の両側約 50m と、国分寺街道（国 3・4・11 号線の交差部から府中市境まで）の沿道約 50m の範囲を、まちづくり条例第 20 条に基づく「まちづくり推進地区」に指定します。推進地区の指定後、まちづくりの方向性を踏まえ、まちの将来像、まちづくりの基本方針、土地利用のルールなどを定めた「推進地区まちづくり計画」を策定します。

